



2024年2月22日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮地 広志
(コード番号 6573 グロース)
問合せ先 取締役 CFO 川上 元樹
(TEL 03-6435-7130 (代表))

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月28日開催予定の定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、2023年12月27日開催の臨時株主総会に「資本金の額の減少の件」を付議する旨を決議し、その旨公表しておりましたが（2023年11月13日付「臨時株主総会開催日及び付議議案の決定並びに資本金の額の減少及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください）、その後の債権者異議手続として行った官報公告及び当社HPにおける電子公告の内容に瑕疵があることが判明し（具体的には、減少する資本金の額を703,098,527円と記載すべきところ、誤って725,857,244円と記載しておりました）、2023年12月27日開催の取締役会で上記議案の付議の撤回を決議しておりました（2023年12月27日付「臨時株主総会議案の撤回に関するお知らせ」をご参照ください）。このたび改めて資本金の額の減少を、資本準備金の額の減少と剰余金の処分とともに付議します。今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、これらをその他資本剰余金に振替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えることにより、利益剰余金の欠損填補に充当するものです。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額を794,463,777円、資本準備金の額を706,443,950円減少し、それぞれ10,000,000円、0円といたします。ただし、当社が発行している新株予約権が資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の

額、資本準備金の額と同額分を合わせて減少いたします。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振替えるものであります。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年3月28日(予定)

3. 剰余金の処分の内容

会社法452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより振替後の当社のその他資本剰余金の額は113,177,101円となり、繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 1,814,544,486円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 1,814,544,486円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日 2024年3月28日(予定)

※なお、当社が発行している新株予約権が資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日までの期間に行使された場合には、上記(1)による資本金及び資本準備金の額の減少に伴い、その他資本剰余金の額が変動いたします。

4. 日程

取締役会決議日	2024年2月22日
債権者異議申述公告日	2024年2月26日(予定)
債権者異議申述最終期日	2024年3月27日(予定)
株主総会決議日	2024年3月28日(予定)
効力発生日	2024年3月28日(予定)

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産の額及び発行済株式総数に変動はありませんので、業績に与える影響はございません。

以上